

県条例・規則の改正等 ～強化した取組・制度～
(令和元年度～2年度)

1 豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生に向けた取組

(1) 条例への瀬戸内海を再生するための方策の追加

- 令和元年10月、「環境の保全と創造に関する条例」を改正(令和元年10月施行)
- 「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」「水質の保全及び管理」「自然景観及び文化的景観の保全」「水産資源の持続的な利用の確保」等を条例に位置づけ

(2) 望ましい栄養塩類の濃度の設定

- 令和元年10月、「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく望ましい栄養塩類の濃度の設定」を告示(令和元年10月施行)
- 環境基準値を上限值として、水質目標値(全窒素0.2mg/L、全りん0.02mg/L)を下限值とする望ましい濃度を設定

【参考】環境基準値

[全窒素] II類型：0.3mg/L、III類型：0.6mg/L、IV類型：1mg/L

[全りん] II類型：0.03mg/L、III類型：0.05mg/L、IV類型：0.09mg/L

(3) 下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し

- 令和元年12月、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」を改正(令和元年12月施行)
- 放流水の窒素濃度を上げる季節別運転の円滑な実施を図るため、下水道終末処理施設に関するBODの上乗せ排水基準(日間平均値：20mg/L、最大値：25mg/L)を一部撤廃

2 風力発電設備に関する騒音の規制基準の見直し

- 令和2年1月、「環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等の規制基準(告示)」を改正(令和2年3月施行)
- 近年、風力発電設備の大型化が進み、更なる生活環境への影響が懸念されることから、風力発電設備の騒音に係る規制基準を改正
(風車到達騒音について、騒音の影響を最も受ける住居等又は市街化区域の一部で「環境基準値-10dB(30~50dB)」を適用)

3 環境影響評価(アセス)制度の強化

(1) 環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加

- 令和元年10月、「環境影響評価に関する条例施行規則」を改正(令和2年4月施行)
- 遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、環境影響評価法の対象規模(出力4万kW^{*}以上)より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、事業区域面積5ha以上の太陽光発電所を環境影響評価に関する条例の対象事業に追加 ※ 事業区域面積100haに相当

(2) 環境影響評価条例における廃棄物最終処分場対象規模の見直し(諮問中)

- 令和2年7月、廃棄物最終処分場対象規模について環境影響評価審査会に諮問
- 事業者による環境配慮及び住民等への説明責任の強化を目的に、廃棄物最終処分場のアセス対象規模について検討